平成 24 年 4 月 11 日
公共工事品質確保に関する議員連盟

＜公共調達に関して改善を要するもの＞
論点メモ

１．公共調達発注者の責務

・「安ければ良い」ではなく「適正な品質確保と建設産業の保護・育成」

２．適正な競争環境の整備

・公共事業を受注できる会社の選定（全国２～３万社）
　技術の審査　　→　新規立法？
　施工実績
・入札参加者の適性化
　二段階選抜

３．建設技術の確保、向上

・技術者、技能者の育成
　賃金体系
　適正賃金・・・・・法的な資格者の賃金体系
　　標準賃金 OR 最低賃金・・・・・

４．地域の建設産業の安定

・適正な規模の地域建設産業の確保
・維持管理業務への発注方法
　（業界団体への発注）
　（価格競争によらない手法）
　多年度契約

５．公共調達制度の再構築

・官庁（発注者）の役割の見直し
　調査　　設計　　施工　　維持管理
　　（積算）　（監督・検査）
・法制度の見直し
　公共調達基本法

６．予定価格上限拘束制の改善関連事項

・要改善事項（緊急対応必要）
　①緊急的に実施する必要がある工事
　②高度な技術提案、前例がない（除染等）場合
　③市場が逼迫、入札不調が発生
　④遠隔地からの作業員、技能労働者の宿舎、交通費